

尾張旭市監査公表第5号

平成30年12月27日付け尾張旭市監査公表第27号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

総務部収納課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>郵便切手等金券類出納簿において、物品管理者（収納課長）の確認がされていない。平成26年9月16日付け総務部長及び会計管理者通知「郵便切手等金券類の管理について」にあるように、各課等の長（物品管理者）は毎月末に帳簿数値と現在高を確認し、受付簿に確認印を押印するなどの管理をしなくてはならない。</p>	<p>郵便切手等金券類出納簿について、平成26年9月16日付け総務部長及び会計管理者通知「郵便切手等金券類の管理について」にあるように、収納課長が毎月末に帳簿数値と現在高を確認し、出納簿に確認印を押印する管理に改める措置を行いました。</p>
<p>再発行用納税通知書兼領収証書の印刷について、印影印刷承認願が管守者（行政経営課長）に提出されていない。尾張旭市公印規程第10条第2項により公印の押印に代えてその印影又はこれを縮小した印影を印刷しようとする者は、印影印刷承認願に様式等の見本を添えて、管守者の承認を受けなければならない。</p>	<p>納税通知書兼領収証書（再発行用）の印刷について、尾張旭市公印規程第10条第2項の規定のとおり、印影印刷承認願に様式等の見本を添えて管守者の承認を受ける手続を遵守するよう改める措置を行いました。</p>